

教員の表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤務成績が優良で、地道な努力を重ね優れた実績をあげている教員を表彰することにより、教員及び学校全体の教育力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 教員とは、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。

(表彰項目)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する教員に対して行う。

- (1) 日々の学校教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者
- (2) 学校運営の改善や学校組織の活性化等に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- (3) 保護者や地域との連携に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- (4) その他、特に表彰することが適当と認められる優れた実践等を行っている者

(表彰候補者の推薦等)

第4条 表彰候補者の推薦は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 校長が、教員表彰推薦書(第1号様式)を教育委員会(以下「教委」という。)に提出し、推薦する。
- (2) 自ら表彰を受けようとする教員は、教員表彰申込書(第2号様式)を校長に提出し、校長は副申書(第3号様式)を添え教委に提出する。

(表彰選考委員会)

第5条 教委は、別表1に掲げる職員等で構成する表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、表彰を受ける者の選考を行う。

- 2 前項の選考に当っては、事前に別表2に掲げる職員で構成する予備審査会において前条に規定する提出書類について審査を行い、その結果を選考委員会に報告する。
- 3 委員長は教育長の職にある者を、副委員長は職員部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 選考委員会を行うに当たっては、表彰候補者の個人情報保護に十分に配慮し、選考の審議は非公開とする。
- 6 教委は、選考の結果を校長及び表彰候補者に対し通知する。

(表彰の方法等)

第6条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

- 2 表彰は、毎年1回行うこととする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

- (1) 教育長
- (2) 総務部長
- (3) 職員部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 総合教育センター所長
- (6) 校長4名以内
- (7) 保護者代表1名
- (8) 学識経験者1名

別表 2

- (1) 職員部教職員課担当課長
- (2) 総合教育センターの室長
- (3) 総合教育センターの指導主事

(第1号様式)

教員表彰推薦書

年 月 日

(あて先)川崎市教育委員会

(推薦者)川崎市立 _____ 学校

校長 _____ 印

教員の表彰に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり推薦します。

所 属	学校	候補者の氏名 <small>ふりがな</small>	
生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	職種名	
担任学級		担当教科	
校務分掌		特別活動等	
勤続年数	年(年採用)	現任校赴任 年月日	年 月 日から
該当する表彰項目	第3条 (1) (2) (3) (4) いずれかに○印をしてください		
推薦の理由・内容			

用 が するとき、4用 を適 用してください。

なお、推薦内容に関連する を添 してください

(第2号様式)

教員表彰申込書

年 月 日

(あて先)川崎市教育委員会

(申込者)川崎市立 _____ 学校

氏名 _____ 印

教員の表彰に関する要綱第4条第1項第2号の規定により、次のとおり申 します。

所 属	学校	候補者の氏名 <small>ふりがな</small>	
生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	職種名	
担任学級		担当教科	
校務分掌		特別活動等	
勤続年数	年(年採用)	現任校赴任 年月日	年 月 日から
該当する表彰項目	第3条 (1) (2) (3) (4) いずれかに○印をしてください		
応募の理由・内容			

用 が するときは、4用 を適 用してください。

なお、申込内容に関連する を添 してください

教員表彰 の 要

1 の目的

現 学校の教育には、教員のさらなる 向上が められており、地道な努力により教科指導や 生 指導等さま まな で実績をあげている教員を表彰し、努力に報いることは、教員全体さらには学校全体の教育力の向上につながり、保護者 地域等からの教育 の にも応えることになる。

そのため には、表彰 の実施と実践 表等の表彰結果の活用を目的とする。

2 表彰の対 者

表彰の対 者となる教員(理職及び指導主事を く)は、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師のうち、次に該当するものとする。

表彰の対 者

勤務成績が優良であり、かつ、次の 1 ~ 4 のいずれかに該当している者

- 1 日々の学校教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者
(職務 行に成果が されている や 実績を 。)
- 2 学校運営の改善や学校組織の活性化等に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- 3 保護者や地域との連携に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- 4 その他、特に表彰することが適当と認められる優れた実践等を行っている者

表彰の

次の事項に関する において、優れた実績があると される者を表彰する。

生 の の向上

生 指導 の取組

学級 ぐりの推

生 の の

生 の 体の 全な育成

学校運営の改善

学校組織の活性化

校務の 化

教職員の 識

保護者や地域との連携

地域の教育力の向上又は導

全 理等 の対応

3 推薦の

候補者の推薦は、「校長推薦」と「自 推薦」の2方式とする。

「校長推薦」の場合は、校長が推薦書を 成し、教育委員会事務 教職員課に提出する。「自 推薦」の場合は、教員が申込書を校長に提出し、校長が副申書を添えて教育委員会事務 教職員課に提出する。

いずれの場合においても、 成果等の実績に関する 書等を 考 として添 する。なお、実績については、「日々の学校教育活動」や「職務」に されているものでなければ ならない。

校長は、推薦書又は副申書 成の 、「表彰の対 者」の各項目や、「表彰の 」を 考とする。

4 選考方法

候補者の推薦を受けた教育委員会は、表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

選考委員会は、教育長、教育委員会事務 職員及び校長4名以内 びに 部委員による委員構成とし、推薦書、予備審査会からの報告な により選考を行い、表彰者を 定する。なお、表彰者の人数は10人以下とする。

部委員については、保護者の を 考にするため保護者代表1名及び教育実践の分 に しい学識経験者1名を める。また選考委員会では、教員個人の情報や選考による に関する こと、非公開とする。

5 表彰方法

選考の結果については、校長及び教員 人に通知する。表彰 定者には、教育長より表彰状と を授与する。表彰は12月に行う。また表彰と に、 表彰者については、表彰の対 となった実績等の 表の を設ける。

表彰結果の 報は、報道 関や教育委員会の 報を通 ぐ公表し、保護者や地域に 知する。

6 活用

表彰者は、 学の公開講 の講師、総合教育センターの 講師等に 用する。

教員表彰 の れ

